平成２７年（フ）第７号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1256番地11　アヴァンス202号
債務者　中川内　恵
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８号
北海道小樽市花園３丁目４番21号　カーサフローラ201号室、前住所北海道小樽市潮見台１丁目10番９号
債務者　小山　　雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２５号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江13番地ホームみさと、従前の住所宮城県大崎市古川西館１丁目３番10号
債務者　佐々木秀資
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７号
長野県松本市南原２丁目12番Ａ－101号　県営住宅
債務者　島田　英雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５７号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦807番地37、前住所福岡市城南区鳥飼７丁目18番12－１号
債務者　前田　和樹
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１号
沖縄県那覇市字国場135番地　コーポ丸光４階
債務者　平安山貴恵（旧姓粟国）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７号
北海道苫小牧市新明町４丁目２番16号　ハイムどうなんＧ103
債務者　渡辺　由美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割172番地１　定住促進住宅１－404
債務者　小野寺　透
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口１丁目12番45号
債務者　山崎　晶子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
福島県西白河郡西郷村裏山南２番地　定住促進住宅子安森宿舎１－107、住民票上の住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字中島81番地２
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
新潟市西蒲区巻甲4141番地１　コーポスリーセブンＢ棟201号
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
新潟市西蒲区川崎185番地19、前住所新潟県燕市米納津9892番地の３
債務者　本間　淳一
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
岐阜県美濃加茂市下米田町信友186番地、前住所岐阜県関市肥田瀬4067番地
債務者　堀　伸一郎
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１６５４号
愛知県津島市橘町４丁目23番地３　ロイヤル津島Ｖ206号室
債務者　西森平吉こと　ＮＩＳＨＩＭＯＲＩ　ＨＥＩＫＩＣＨＩ
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６号
三重県津市雲出本郷町1476番地２　桜アートハイムＢ棟208号室、前住所三重県津市高茶屋５－９－49　南郊シティハイツ206
債務者　前田　美樹
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
滋賀県彦根市芹川町1447番地
債務者　櫻井　秀雄
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部